

鹿児島市建設工事格付基準

(格付基準)

第1 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱第6条第1項の格付を定める場合の総合点数に基づく各等級の格付基準は次のとおりとする。

工場の種類 格付	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電 気 工 事	管工事
A	970点以上	950点以上	900点以上	800点以上
B	780点以上	820点以上	690点以上	680点以上
	970点未満	950点未満	900点未満	800点未満
C	640点以上	710点以上	690点未満	680点未満
	780点未満	820点未満		
D	640点未満	710点未満		

舗 装 工 事	造 園 工 事
950点以上	700点以上
700点以上 950点未満	700点未満
700点未満	

(配列)

第2 土木一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のA級に属する者の順位は、総合評点に関わらず特定建設業の許可を有する者を上位に配列する。また、A級に昇格する者についても昇格者のうちで特定建設業の許可を有する者が上位に配列されるものとする。

付 則

この基準は、平成13年7月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年7月 1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年6月28日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年6月27日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年6月29日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。